

都営住宅の**集会所**からはじまる、
地域の「居場所」

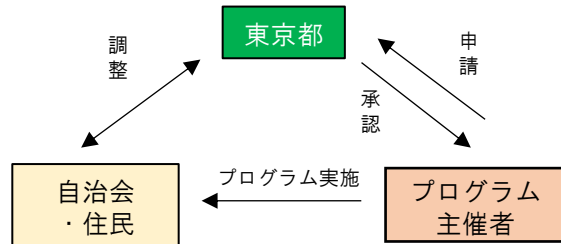
地域の交流を深める

居場所づくりに都営住宅の
集会所を活用してみませんか？
東京都が主催者と自治会との橋渡し
を行います！

都営住宅の集会所



仕組み



- ・都が、自治会と利用調整を行い、プログラム運営主催者のプログラム実施を支援します。
- ・また、プログラム実施に必要な感染症対策用品も支援します。



多世代が集う
都営住宅へ



詳細は東京都住宅政策本部の
ホームページをご覧ください。



本件に関する問合せ先

東京都住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎13階北側
電話 03-5320-5032 (直通)
平日10:00～18:00

だれもが集い、
つながる居場所



事業の内容や申請方法の詳細はこちら

東京みんなでサロン

検索



東京都住宅政策本部

1 東京みんなでサロンとは

地域の交流を深める
居場所づくりに都営住宅の
集会所を活用してみませんか？

『地域の方が気軽に立ち寄れる居場所を作りたい。』

『近所の都営住宅の集会所を使ってみたい。』

こんな声が寄せられています。
そこで、東京都が、団地自治会との橋渡しを行います！

※ 最新のプログラム応募可能集会所は、東京都住宅政策本部のホームページをご確認ください。

社会福祉法人、NPO、市民団体等の様々な方が
気軽に応募いただけます！

○プログラム内容

地域交流のきっかけとなるもの

(地域コミュニティ交流、健康増進、
子ども食堂等子育て支援交流、
文化・芸術交流 等)

※営利目的のもの等のご遠慮ください。

2 集会所について

ホームページ掲載の
集会所で**実施可能**！

ホームページ掲載の
集会所以外での実施も
随時調整可能！

＜都営住宅集会所内イメージ＞



3 実施中のプログラム

子ども食堂、健康体操、
交流サロン等を
各地で**実施中**！

10の筋トレ (フレイル予防)



出典：板橋区「暮らしを拓げる10の筋トレ」ポスター

ほんわカフェ (交流サロン)



出典：こうめ高齢者支援総合センター
「みまもりだより」令和4年5月号

○実施場所

都営住宅の集会所、広場等のスペース
(集会所によって空調、備品が
使用できます。

使用に当たり光熱水費相当額のご負担が
必要になります。)

※補助金を交付する事業ではありません。